（別紙１）番号法第１９条第８号に基づく主務省令第２条の表

No.	情報照会者	法令上の根拠（項番）	事務	利用特定個人情報	情報提供者
1	市町村長	25	予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）による予防接種の実勢に関する事務であって第二十七条で定めるもの	予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって第二十七条で定めるもの	都道府県知事又は市町村長
				身体障害者福祉法による身体障害者手帳に関する情報であって第二十七条で定めるもの	都道府県知事
				新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）による予防接種の実施に関する情報であって第二十七条で定めるもの	厚生労働大臣、都道府県知事又は市町村長
2	都道府県知事	26	予防接種法による予防接種の実施に関する事務であって第二十八条で定めるもの	予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって第二十八条で定めるもの	都道府県知事又は市町村長
				新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報であって第二十八条で定めるもの	厚生労働大臣、都道府県知事又は市町村長
3	市町村長	27	予防接種法による給付（同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。）の支給に関する事務であって第二十九条で定めるもの	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって第二十九条で定めるもの	医療保険者その他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者
				公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第二十九条で定めるもの	内閣総理大臣
4	市町村長	28	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって第三十条で定めるもの	生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付関係情報又は外国人生活保護関係情報であって第三十条で定めるもの	都道府県知事等
				地方税関係情報又は住民票関係情報であって第三十条で定めるもの	市町村長
				公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第三十条で定めるもの	内閣総理大臣
5	市町村長	29	予防接種法による給付（同法第十五条第一項の障害に係るものに限る。）の支給に関する事務であって第三十一条で定めるもの	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による障害を有する者に対する手当の支給に関する情報であって第三十一条で定めるもの	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による障害を有する者について支給される手当を支給することとされている者
				公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第三十条で定めるもの	内閣総理大臣